

別紙 受験資格一覧

| 試験区分 | 受験資格（生年月日・職歴・その他） |
|---------------|---|
| 事務職 （一般事務） | 昭和38年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等において、就業した期間が通算して直近8年中5年以上ある人 |
| 事務職 （福祉） | 下記の①と②をすべて満たす人 ① 昭和38年4月2日以降に生まれた人で、②に記載された資格等の分野において、民間企業等での就業した期間が通算して3年以上ある人 ② 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、手話通訳士のうちいずれかの資格を有する人又は令和4年度の試験等で取得見込みの人 |
| 土木職 | 下記の①と②をすべて満たす人 ① 昭和38年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等における土木に関する分野で、就業した期間が通算して直近8年中5年以上ある人 ② 1級土木施工管理技士、技術士（建設部門又は上下水道部門）、RCCMのうちいずれかの資格を有する人 |

(1) 受験資格（職歴・職務経験）について

- ① 職務経験年数の通算は、令和4年8月31日までで行います。
- ② 「民間企業等で就業した期間」には、会社員、公務員、自営業者等として、週あたり30時間以上の勤務に就業した期間が該当します。なお、休業等（傷病等による休暇休職、介護休業等）で、実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前産後休暇及び育児休業、勤務先の都合による休業は、職務経験期間に含まれます。
- ③ 職務経験が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。
- ④ 「直近8年」とは、平成26年9月1日から令和4年8月31日までの期間です。「直近8年」の期間外の職務経験は、受験資格の職務経験に該当しません。
- ⑤ 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験資格にかかる職務経験期間等が確認できない場合は、採用されません。

(2) 免許又は資格を必要とする職について、当該免許や資格を証明できなかった場合等は、採用されません。